

医療保険適用病棟等に関する事項

令和5年6月1日現在

当院は、厚生労働大臣が定める診療報酬上の施設・人員基準等を満たした上で、厚生労働省関東信越厚生局に届出し算定を行っています。以下は主に医療保険適用の病棟等に関する掲示事項を記します。

1. 入院料に関する事項

各病棟での1日の看護職員（看護師及び准看護師）・看護補助者、時間帯毎の配置数は以下のとおりです。

（看護補助者の配置数に看護職員を充当する場合があります）

第5病棟（療養病棟入院基本料1）では1日5人以上の看護職員、1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

9：00～16：30まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は6人以内、
看護補助者一人当たりの受け持ち数は5人以内です。

16：30～9：00まで、看護職員、看護補助者一人当たりの受け持ち数は23人以内です。

第6病棟（療養病棟入院基本料1）では1日10人以上の看護職員、1日7人以上の看護補助者が勤務しています。

9：00～16：30まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は5人以内、
看護補助者一人当たりの受け持ち数は8人以内です。

16：30～9：00まで、看護職員、看護補助者一人当たりの受け持ち数は45人以内です。

第7病棟（療養病棟入院基本料1）では1日8人以上の看護職員、1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

9：00～16：30まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は6人以内、
看護補助者一人当たりの受け持ち数は8人以内です。

16：30～9：00まで、看護職員、看護補助者一人当たりの受け持ち数は42人以内です。

第9病棟（認知症治療病棟入院料1）では1日9人以上の看護職員、1日8人以上の看護補助者が勤務しています。

9：00～16：30まで、看護職員、看護補助者一人当たりの受け持ち数は6人以内です。

16：30～9：00まで、看護職員、看護補助者一人当たりの受け持ち数は42人以内です。

2. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

基本診療料の届出

療養病棟入院基本料1（第5・6・7病棟） 療養病棟療養環境加算1 認知症治療病棟入院料1（第9病棟）

データ提出加算1・3 診療録管理体制加算2

特掲診療料の届出

運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 精神科作業療法

CT撮影及びMRI撮影

入院時食事療養・入院時生活療養等の届出

入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。

3. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お伝え下さい。

4. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

（いずれも税込料金となります。）

オムツ代		文書代	
カバータイプ	352円/枚	病院様式診断書	3,300円
昼用パット	132円/枚	生命保険会社指定診断書	簡易的 5,500円
夜用パット	198円/枚		その他 11,000円
紙パンツ	220円/枚	おむつ使用証明書	2,200円
おやつ代	165円/回	成年後見用診断書	11,000円
理容料	2,450円/回	死亡診断書	11,000円
テレビ使用料	8,800円/月		

5. 保険外併用療養費に係る事項

特別の療養環境の提供（特別個室利用・税込料金）

第7病棟 244号室 11,000円/日 238、239号室 9,900円/日

入院期間が180日を超える場合、超える日から入院料を一部負担していただく場合があります。

（医療療養病棟、介護療養病棟、認知症治療病棟へ入院されている方は対象外）